

令和3年度就学援助についてのお知らせ

保護者各位

東久留米市教育委員会

東久留米市では、公立小・中学校に通学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により教育費の支払いにお困りの方に対して、学校給食費や学用品費などの援助を行っております。

【就学援助は年度ごとに申請が必要です。昨年度支給を受けていた方、入学前支給を受けた方も必ずご申請ください。】

■ 援助の対象となる家庭

- ・下記の項目のいずれか一つに、お子さんと生計を一にしている全員が該当している必要があります。
- ・項目に該当していても、認定基準額を上回る収入がある方は認定されない場合があります。

番号	項目	添付書類 (コピー可)	郵送申請
【1】	令和2年4月2日以降生活保護が停止または廃止された方	□保護決定通知書(停止・廃止) □下記【7】に記載の書類	不可
【2】	市民税が非課税または減免された方	6月中旬までに申請の方 ●市役所窓口にて市民税・都民税の申告をした方 □令和3年度 市民税・都民税申告受付書の控え(課税課で裏書をしてあるもの) ※裏書がない場合は6月中旬以降に「令和3年度 市民税・都民税 非課税証明書」を改めてご提出いただきます。 ●それ以外の方は【1】・【3】～【7】のいずれかの該当項目で申請してください。	可
		6月中旬以降 「令和3年度 市民税・都民税 非課税証明書」、もしくは減免決定通知書	
【3】	個人事業税・固定資産税の減免(固定資産税の減免は災害によるものに限る)	□減免決定通知書	可
【4】	国民年金の掛金減免(2分の1以上の減免が対象)	□国民年金保険料免除申請承認通知書(氏名、期間、減免割合が分かるよう1枚でコピー)	可
【5】	国民健康保険税の減免	□減免決定通知書	可
【6】	児童扶養手当の支給	□児童扶養手当証書(母(父)子家庭等に支給される手当。児童手当ではありません。) ※祖父母等の同居者がいる場合も、児童扶養手当証書のみで全員分の証明となります。	可
【7】	その他経済的にお困りの方	□令和2年に収入があった方全員の、下記a～dの内いずれかの該当書類 a 令和2年分 源泉徴収票(勤務先で交付) b 令和2年分 所得税確定申告書の控え(税務署等の收受印のあるもの) ※電子申告された方は申請時の「申告書等送信票」も必要です。 c 令和3年度 市民税・都民税申告受付書の控え(課税課で裏書をしてあるもの) d 令和2年分 公的年金等の源泉徴収票(受給者のみ) →※6月中旬以降の申請は、必ず「令和3年度 市民税・都民税 課税証明書」	不可
		上記のうち該当があるものと、賃貸住宅にお住まいの方は □【令和2年1月から令和2年12月までの賃貸住宅の家賃を証明できる書類】 ※家賃の月額、物件所在地、借主、貸主、契約期間がわかるもの ※借主は申請者もしくは、生計を同じくする方に限る 【例】賃貸借契約書、都営住宅の使用料決定(又は減額免除)通知等 注:証明書類のない場合は、家賃を控除せず審査します。	

※二世帯住宅等で別の世帯者が同じ住所にお住まいの方は、それぞれの公共料金の明細等、世帯が分かれていることがわかる書類を提出してください。

※単身赴任等で別の住所であっても生計を一にする方がいる場合は、同じ世帯員として申請してください。

※扶養に入っているアルバイト等の収入がある場合や年金を受けている場合は、世帯収入に含めますので書類をご用意ください。

※無職の方も市民税・都民税の非課税証明書の提出を求められることがあります。

■ 認定基準額の例 (【1】、【7】で申請される場合)

お子さんと生計を一にしている全員の前年の総収入金額(税金や社会保険料等の控除前の金額)の合計が認定基準額未満である場合、認定となります。表の認定基準額はおおよその目安であり、家族構成や年齢で細かく異なります。そのため、下記の認定基準額以下でも認定されない場合があります。

給与収入以外のものについては、所得金額に対し「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を参照し、対応する額を総収入金額とみなします。

家族構成	認定基準額の目安	
	賃貸住宅(家賃1ヶ月限度額69,800円の場合)	持家
3人家族 (父35歳 母30歳 子9歳) ※小学4年	3,890,000円	3,050,000円
4人家族 (父42歳 母38歳 子13歳 子9歳) ※中学2年・小学4年	4,700,000円	3,860,000円
4人家族 (父40歳 母35歳 子10歳 子6歳) ※小学5年・1年	4,530,000円	3,690,000円
5人家族 (父40歳 母35歳 子10歳 子7歳 子5歳) ※小学5年・2年	4,830,000円	3,990,000円

■ 申請方法について

下記①、②のいずれかの方法でご申請ください。(令和3年度に限り、感染症拡大防止の観点から、一部申請項目について郵送での申請も受付をいたします。)

① 市役所での申請

※来庁前にご自宅で検温をしていただき、発熱や体調不良の方は、ご来場はお控えいただき、受付期間内に裏面担当連絡先までご相談ください。

提出書類 ・ 持ち物	(1) 左記表中、いずれか該当する項目に記載の添付書類のコピー(収入のある方全員のもの) (2) 申請書(令和3年度就学援助費・就学奨励費受給申請書) (3) 振込先口座の通帳(振込先情報の記入内容確認用。提出不要)
年度当初申請 集中受付期間	令和3年4月12日(月)から令和3年4月16日(金)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～午後5時 (4月14日(水)のみ、午後7時まで延長受付)
申請場所	東久留米市役所 6階 602会議室 (上記期間以外の申請は、東久留米市役所6階 学務課窓口にて随時受付)

添付書類のコピーは、各自で予め用意ください。

② 郵送による申請

※左記表中、郵送申請【可】の項目のみ申請可。
※郵送申請の場合、マイナンバー記入による添付書類省略申請は不可。

郵送方法	郵便物の差出記録が残る簡易書留・特定記録郵便による郵送を推奨いたします。郵便物不着による申請漏れのないよう、郵送して1週間後を目安に裏面担当連絡先まで電話にてご連絡くださいますよう、お願いいたします。
提出書類 (郵送)	(1) 左記表中、いずれか該当する項目に記載の添付書類のコピー(収入のある方全員のもの) (2) 申請書(令和3年度就学援助費・就学奨励費受給申請書) (3) 振込先口座の通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座番号の記入内容確認用。主に通帳の表紙を一枚めくったページ等。)
年度当初申請 受付締切日	令和3年5月31日(月)当日消印有効 ※期限には余裕をもってご郵送ください。
郵送先	〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 東久留米市教育委員会学務課学事係 宛

【年度当初分からの認定について】

新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、令和3年度に限り、5月中旬に申請をいただき、認定となった場合も認定期日を4月1日付(年度当初分からの援助)といたします。

■ 申請に関する注意事項

- ・生活保護を受けている方は「要保護」として認定になるため、申請の必要はありません。ただし、年度途中で生活保護が停止・廃止になった方が「準要保護」として援助を希望する場合は、申請が必要です。
- ・通学費(特別支援学級、在籍校以外の特別支援教室又は通級指導学級に通学する児童生徒のみ)の申請については、学級を通して配布されるお知らせをご覧ください。
- ・他自治体に住民登録をしている方が援助を希望する場合は、住所地の教育委員会へご相談ください。
- ・申請期間後は市役所6階の学務課窓口で随時受付します。
- ・年度途中で申請された場合、**受給申請書が提出された月の分から支給を行います。遡って支給を行うことはできません。**
- ・新入学児童生徒学用品費(入学前)の支給は、入学前年度の2月1日時点の認定者に限ります。ただし、転入された方等で前住所地の自治体で支給を受けている場合は支給を行いません。
- ・新入学児童生徒学用品費(入学後)の支給は、**4、5月中の申請者に限ります。**ただし、前住所地の自治体での支給を含め、入学前に支給を受けている場合は支給を行いません。
- ・転入された方等で、前住所地の自治体においても就学援助費の支給を受けていた場合、校外活動費(宿泊を伴うもの)と修学旅行費を除く、支給済みの費目は支給を行いません。
- ・審査結果は認定・否認定にかかわらず、4月から6月までの申請については7月上旬頃にご自宅に郵送します。年度途中の申請については、翌月上旬頃までに郵送します。
- ・就学援助は年度ごとに申請が必要です。来年度も援助を希望する場合は、同様に申請してください。
- ・年度途中で保護者が病気・失業等により収入が得られなくなったご家庭や、火災等により財産に損害を受けたご家庭はご相談ください。

■ 東日本大震災、熊本地震及びそれに類する災害に伴う避難者の方

- ・東日本大震災、熊本地震及びそれに類する災害に伴う被災者で、住民登録を被災地にされたまま、東久留米市へ避難している方も、「援助の対象となる家庭」にある条件を満たせば就学援助を受給することができます。
- ・住民登録が東久留米市にない方は、添付書類に加え、居住証明書や賃貸借契約書など東久留米市に住んでいることがわかる書類の写しと、震災時に被災地に居たことがわかる書類(被災証明書等)の写しをあわせてご提出ください。

※ 裏面もお読みください。